

平成25年定例会
健康福祉病院常任委員会

説明資料

頁数

《所管事項説明》

1 三重県新型インフルエンザ等対策行動計画について ······	1
2 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障がい児の受入について ······	6
3 三重県口腔保健支援センターの設置について ······	8

《別冊》

三重県新型インフルエンザ等対策行動計画（中間案）

平成25年8月30日

健 康 福 祉 部

【所管事項説明】

1 三重県新型インフルエンザ等対策行動計画について

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法について

病原性の高い新型インフルエンザ等の発生に備え、平成24年5月11日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）が公布されました。

その後、本年3月の中国におけるH7N9型鳥インフルエンザの発生を受け、4月13日に施行されました。

2 県新型インフルエンザ等対策行動計画について（資料1）

特措法では、政府、都道府県及び市町に対して、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「行動計画」という。）の策定を規定しているところであり、本県においても、新たな県行動計画を策定する必要があります。

行動計画の策定にあたっては、政府行動計画を踏まえるとともに、県公衆衛生審議会健康危機管理部会の意見も聞きながら、医療提供体制の確保、緊急物資の運送の要請、予防・まん延防止対策（不要不急の外出自粛等の要請等、催物等の制限等の要請・指示）等特措法に基づく様々な項目について規定していく必要があります。

このため、関係各部局が連携して、行動計画策定に取り組んでいます。

3 行動計画の概要について

新たに策定する行動計画については、特措法の規定を踏まえつつ、具体的かつ的確に対応できるよう、下記の通り策定することとしています。

（1）対策の主たる目的

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。
- ② 県民生活、県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

（2）基本的考え方（主なもの）

- ① 社会状況に応じて臨機応変に対処する。
- ② 医療機関等の現場が働きやすくなるよう配慮する。

（3）行動計画の体系（資料2）

感染の段階に応じて迅速に対応する必要があることから、行動計画の体系は、発生の状況を5段階に区分し、段階毎にそれぞれ取り組むべき対策を6項目に分けて規定しています。

(4) 行動計画の特徴（県が独自に規定するもの）

①早期からの対応

新型インフルエンザ等が海外で発生した段階から「県内未発生期」と位置づけ、早期から危機感を持って対応することとしています。

②観光旅行者に対する対策

本県は、観光旅行者が多数訪れる事から、観光旅行者の安心・安全を確保するため、観光関係団体、観光施設等への連絡体制を整備し、新型インフルエンザ等発生時における観光旅行者へ正確な情報の提供に努めるなど、市町と連携し取組を進めます。

4 現行計画から新たに追加した事項

(1) 行動計画の対象を病原性が高い未知の新感染症にも拡大

（例）平成15年発生当時の「S A R S（重症型非定型肺炎）」

(2) 行政機関と連携して対策を実施する指定地方公共機関（医療や輸送等を営む法人等を知事が指定）の役割等を規定

(3) 予防接種の対象者及び優先順位を規定（病原性等の状況に応じ、国が接種順位等を決定）

(4) 県内に緊急事態が宣言された際に知事が行うことができる措置を規定

- ・不要不急の外出自粛等の要請
- ・学校等の施設や興業場、催物等の制限等の要請・指示
- ・医療提供体制の確保（臨時の医療施設等） 等

5 今後のスケジュール（予定）

平成25年9月～10月：パブリックコメントの実施

9月中旬：市町等への説明

10月上旬：県議会健康福祉病院常任委員会で行動計画（案）の説明

10月中旬：第2回公衆衛生審議会健康危機管理部会の開催

11月下旬：県議会へ行動計画の報告

国及び地方公共団体の行動計画について【法第6~8条】

資料 1

国として整合性ある対策の実施を確保するよう、国・地方公共団体は、行動計画を作成・公表

	国	都道府県	市町村
行動計画に規定する主要な事項	対策の実施に関する基本的な方針	対策の総合的な推進に関する事項	対策の総合的な推進に関する事項
	国が実施する措置に関する事項 ・新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザに変異するおそれが高い動物のインフルエンザの海外及び国内における発生の状況、動向及び原因の情報収集 ・新型インフルエンザ等に関する情報の地方公共団体、指定公共機関、事業者及び国民への適切な方法による提供 ・国内初発の場合における現地対策本部による対策の総合的な推進 ・検疫、登録事業者の従業員等に対する特定接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置 ・医療の提供体制の確保のための総合調整 ・生活関連物資の価格の安定のための措置その他の国民生活及び国民経済の安定に関する措置	都道府県が実施する措置に関する事項 ・新型インフルエンザ等の発生の状況、動向及び原因の情報収集並びに調査 ・新型インフルエンザ等に関する情報の市町村、指定地方公共機関、医療機関、事業者及び住民への適切な方法による提供 ・感染を防止するための協力の要請その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置 ・医療従事者の確保その他の医療の提供体制の確保に関する措置 ・物資の売渡しの要請その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置 ・その他必要と認めるもの	市町村が実施する措置に関する事項 ・新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供 ・住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置 ・生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置 ・その他必要と認めるもの
	登録事業者の従業員等に対する特定接種に係る登録の基準に関する事項		
	都道府県行動計画及び指定公共機関業務計画を作成する際の基準となるべき事項	市町村行動計画及び指定地方公共機関業務計画を作成する際の基準となるべき事項	
	新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項	新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項	新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
手続	・閣議 ・国会報告	・必要がある場合、他の地方公共団体へ意見聴取 ・内閣総理大臣に報告、必要な場合は助言・勧告	・必要がある場合、他の地方公共団体へ意見聴取 ・都道府県知事に報告、必要な場合は助言・勧告

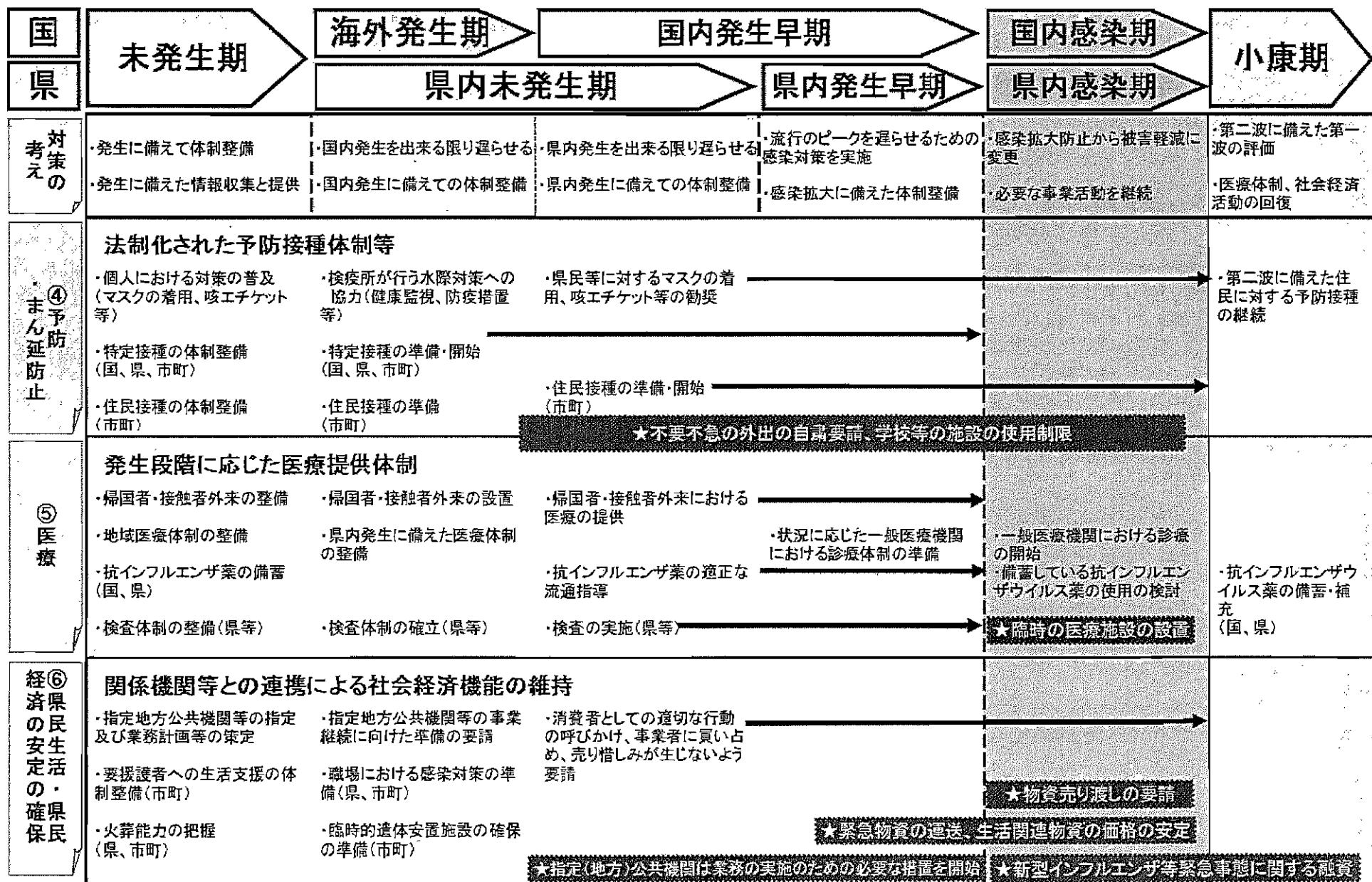
出典 内閣官房

三重県新型インフルエンザ等対策行動計画(案)の主要6項目(①~③)



★印は、国が行う新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置

三重県新型インフルエンザ等対策行動計画(案)の主要6項目(④～⑥)



★印は、国が行う新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置

※指定(地方)公共機関は業務の実施のための必要な措置を開拓

新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

【所管事項説明】

2 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障がい児の受入について

1 障がい児が利用するサービス提供事業所の拡大

従来、18歳未満の障がい児が、児童発達支援または放課後等デイサービスを利用することができます。

- ・ 児童福祉法に基づく、指定児童発達支援事業所または指定放課後等デイサービス事業所
- ・ 障害者総合支援法に基づく指定生活介護事業所のうち、市町の指定を受けた事業所
- ・ 介護保険法に基づく指定通所介護事業所のうち、市町の指定を受けた事業所のいずれかに限られていました。

このたび、特区での特例措置実績を受けた規制緩和の一環として、児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業者※による提供が可能となりました。

このことについては、平成25年7月11日に厚生労働省令が改正され、平成25年10月1日から施行することとされています。

※ 指定小規模多機能型居宅介護事業者

介護が必要となった高齢者を対象に、デイサービスを中心に訪問介護やショートステイの3つのサービス形態を組み合わせて提供する事業者。市町村が指定する。

2 今後の対応

指定障害児通所支援事業に関するサービスについては、各都道府県の条例で規定されていることから、今回の国の省令改正を受け、本県においても、18歳未満の障がい児が利用するサービス提供事業所が拡大できるよう、規定の改正を行います。

【条例改正のスケジュール】

平成25年 9月 「三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」の一部改正条例案を提出

平成25年10月 条例案可決後、公布・施行（予定）

1 8歳未満の障がい児が利用するサービス提供事業所の拡大



児童福祉法に基づく

指定児童発達支援事業所（対象：未就学児）
または指定放課後等デイサービス事業所
(対象：就学児)

1 8歳未満の
障がい児



1 8歳以上の障がい者を対象とした
障害者総合支援法に基づく指定生活介護事
業所のうち、市町から基準該当児童発達支
援または基準該当放課後等デイサービスの
指定を受けた事業所



従来、構造改革特別区
域計画の認定を受け
た地域においてのみ
認められていたが、今
般、全国で提供が可能
となつた。

高齢者を対象とした
介護保険法に基づく指定通所介護事業所の
うち、市町から基準該当児童発達支援または
基準該当放課後等デイサービスの指定を
受けた事業所



高齢者を対象とした
介護保険法に基づく指定小規模多機能型居
宅介護事業所のうち、市町から基準該当児
童発達支援または基準該当放課後等デイサ
ービスの指定を受けた事業所

【所管事項説明】

3 三重県口腔保健支援センターの設置について

1 設置目的

歯科口腔保健対策については、「みえ歯と口腔の健康づくり条例」（平成24年3月公布、施行）に基づき平成25年3月に策定した「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」により、様々な取組を進めているところです。

こうした中、県内の歯科口腔保健対策を一元的に取りまとめ、対策の強化を図るため、健康福祉部内に「三重県口腔保健支援センター」（以下「支援センター」という。）を設置することとします。

※支援センターは、「歯科口腔保健の推進に関する法律」第15条に規定する「口腔保健支援センター」としても位置づけています。

2 組織体制

センター長は健康福祉部長、副センター長は医療対策局長をもって充て、事務局は医療対策局健康づくり課に置きます。

また、健康福祉部 長寿介護課、障がい福祉課、地域医療推進課、子育て支援課、教育委員会保健体育課等と連携・協力して支援センターを運営します。

3 業務内容

- (1) 歯科口腔保健対策の推進
- (2) 人材育成と研修の実施
- (3) 情報提供・啓発、ネットワークづくり
- (4) 災害時歯科口腔保健対応
- (5) 歯科口腔保健に関する調査
- (6) 地域歯科口腔保健関係者との意見調整

4 開設日

平成25年9月10日

三重県口腔保健支援センターの取組

歯科口腔保健対策の推進

- (1)歯科衛生士を派遣しての幼稚園、保育所、学校等での歯科保健指導
- (2)歯科医師を派遣しての障がい者施設、介護福祉施設等での歯科検診の実施
- (3)学校でのフッ化物洗口の実施支援
- (4)妊婦の歯科疾患予防に関する母子健康手帳と同時配付リーフレットの作成
- (5)障がい児(者)歯科診療支援
- (6)中山間地域等での歯科検診・歯科保健指導の実施

人材育成と研修の実施

- (1)みえ8020運動推進員の養成、三重県公衆衛生学院での歯科衛生士の養成
- (2)母子保健研修、高齢者口腔機能向上研修、障がい者歯科研修、学校歯科保健研修等の開催

情報提供・啓発、ネットワークづくり

- (1)「三重の歯科保健」(年報)の発行
- (2)歯と口の健康週間、いい歯の日、8020推進月間での啓発
- (3)地域8020運動推進協議会開催支援、障がい者歯科ネットワーク「みえ歯一トネット」運営支援

災害時歯科口腔保健対応

- (1)大規模災害時歯科活動マニュアルに沿った推進体制整備
- (2)市町と地区歯科医師会との災害協定締結支援

歯科口腔保健に関する調査

- (1)三重県歯科口腔保健実態調査(仮称)の実施
- (2)児童虐待防止ツール(MIES)の有用性評価と学校歯科健診データ入力システムの普及

歯科口腔保健関係者との意見調整

県・市町歯科口腔保健担当者会議、地域8020運動推進協議会等の開催による、県内の様々な主体が実施する歯科口腔保健施策について調整

三重県口腔保健支援センターの体制

センターの体制

- センター長
三重県健康福祉部長
- 副センター長
三重県健康福祉部医療対策局長
- 【事務局】
三重県健康福祉部医療対策局健康づくり課
担当 歯科医師 歯科衛生士
- 【関係課】
三重県健康福祉部 長寿介護課、障がい福祉課、
地域医療推進課、子育て支援課、
教育委員会保健体育課等

推進体制

- 【三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会】
 - ・開催回数 年1～2回
 - ・メンバー 三重県歯科医師会
三重県医師会
三重県歯科技工士会
三重県歯科衛生士会
三重県市町保健師協議会
三重県学校保健会 他
- 【庁内関係部局連絡調整会議】
 - ・開催回数 年1回
 - ・メンバー 庁内各関係課担当者

口腔保健支援センターの規定等

歯科口腔保健の推進に関する法律(平成23年8月10日公布・施行)

(口腔保健支援センター)

第15条

都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。

- 2 口腔保健支援センターは、第七条から第十二条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

みえ歯と口腔の健康づくり条例(平成24年3月27日公布・施行)第12条に基づく「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」

(平成25年3月策定)

第4章 歯と口腔の健康づくりの推進体制

本計画に基づく歯科保健計画を推進するため、口腔保健支援センターを設置し、歯科口腔保健事業の企画、立案、実施、評価および市町、関係機関・団体等の歯科口腔保健の支援などを行います。